

「感染症対策実施加算」についてよくある質問

当FAXニュースのNo.40(3/2付)でお知らせした「感染症対策実施加算」(医科・歯科の外来では5点、入院では10点)について、寄せられているご質問の主なものをご紹介します。

Q1. この加算が算定できるのは、「新型コロナ」(疑い)の患者さんに対応した場合だけなのか?

—この加算は、「新型コロナ」(疑い)の患者さんに対応した場合だけでなく、「特に必要な感染症対策を講じた上で診療等を実施」した全ての患者さんが対象となる。

Q2. 初診料、再診料への加算なのか?

—初診料、再診料のような外来診療の項目だけでなく、在宅に訪問を行う様々な項目も対象となる(医科・歯科ともに)。ただし、併算定が出来ないものがあるので要注意。電話再診は対象外。

Q3. 「特に必要な感染予防策」とは、どのようなものか。

—「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き」等を参考に、感染防止等に留意した対応を行うこととされている。

※事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その35)」の本文や「新型コロナウイルス感染症診療の手引き」をお目通しください。協会ホームページにあります。

公的医療保険に加入していない方の「新型コロナ」行政検査の請求について(続き)

「No.41FAXニュース(3/12付)」で、公的医療保険に加入していない方に「新型コロナ」の行政検査を行った場合の請求は、支払基金を通じて高知県に請求するとお知らせしました。この場合、公費の対象となるのは検査料と検査判断料のみですので、初・再診料等公費対象以外の部分については、公的医療保険に加入していないために10割の全額自費となります。ただし、濃厚接触者である等、保健所が「検査が必要」と判断した場合は、保健所の指示のもとに行う検査であって、そもそも保険請求の対象ではありませんので、自己負担が発生するようなことはありません。保健所の指示等ではなく、発熱外来等を受診した際、医師が「新型コロナ」の感染を疑って検査を行う場合には、公的医療保険に加入していなければ、公費部分以外は10割の全額自費となります。

公的医療保険に加入していない方の受診・治療が必要な時の対応について

上記のような「公的医療保険に加入していない方」が受診・治療が必要な状態となり、10割分の自己負担の支払いが困難な場合はどうしたら良いでしょうか?加入手続きがされていない場合は、その手続きが急がれると考えられますが、国保の加入資格があるものの保険料等の滞納で資格証明書になっているという例も多いと考えられます。「国民皆保険制度」のもとでは、あくまで「治療が必要な方が治療を受けられる」ことが優先され、医療機関で10割の窓口負担が払えない旨の相談が市町村の窓口にあった場合は、保険証が発行されることになっています。さらに、感染拡大防止の観点から市町村窓口での相談を避け、資格証明書を被保険者証とみなして、下記のように取り扱ってよいとされています(令和2年11月30日付通知「新型コロナウイルス感染症に係る診療・検査医療機関の受診時における被保険者資格証明書の取扱いについて」)。

- ・一部負担金割合は保険者に電話等で確認する。確認が困難な場合は3割として取り扱う。
- ・資格証明書を提示した者に対して発行した処方箋には、備考欄に $\textcircled{\text{発}}$ と記載する。
- ・診療報酬の請求は、特別療養費請求書ではなく、被保険者証による受診と同様の取扱いとする。